

議題 法教育について

2015年度3回目となる第38回市民会議は、「法教育について」というテーマで行われた。

当会法教育センター運営委員会の中嶋靖史委員及び当会理事者から、(1)法教育とは何か、(2)法教育センターの歴史、(3)法教育センターによる法教育授業の内容について、(4)その他の委員会による法教育プログラムの概要、(5)法教育サミットの取り組み、(6)今後の課題などについて説明があり、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 法教育への取り組みについて

磯谷：企業の経営の立場からしても、法教育が必要であることは論を俟たないと思っている。

ひとたび不祥事が起これば、企業は信用が失墜する。企業サイドでも内部統制の1つとしてコンプライアンスの徹底というところは力を入れてやっている。ただ、そういった企業の中でのコンプライアンス云々というところよりも問題になってくるのは、従業員一人一人がどういった法律の意識を持っているかということであり、小学校、中学校、高校、大学のときに培われてきたものがかかなり影響していると思われる。

企業の中でもいじめ、ハラスメントの話というのは重い問題として出てきている。いじめの問題を、基本的人権、個の尊重という憲法の問題で考える話とか、働く前に労働法のルールを学ぶとか、グローバル化が進んでいるところ外国人への対応とか、小さいうちから法教育をしっかりとしていくということは企業にもすぐ役立ってくる。

津山：法教育は何も公民など社会科教育とか、ルールを守りましょうという教育の中だけの話ではなく、学級内の問題が起きたときにどのように解決しようかというところから始まるのだらうと思う。大事ななのは

教員の意識の問題で、日ごろの指導の中で教員がそういう意識を持たないと子どもも身につかない。

教員に対する研修が重要になってくるが、教員養成大学で弁護士が出向いて法教育の講義を行うことも考えてよいのではないかな。

2. 法教育における弁護士・弁護士会の役割について

長友：東弁の用意している法教育プログラムは有用だと思う。

ただ、弁護士の数は有限であるし、活動に動員できる人も限られているとすれば、法教育の考え方が広まるのはいいことではあるけど、すべてには対応できなくなる。そうすると弁護士に特化して協力してもらう、また、考えてもらうべきなのはどの局面かということをもっと突き詰めるべきではないか。分野によっては、警察、税務署、あるいは消費生活センターの方に来ていただいて、十分な講義、説明を受けることができる部分もあると考えられる。

岡田：模擬裁判など、裁判手続に関することは裁判所にも担ってもらわなければならないと思うし、手続に関しては司法書士も地方では結構頑張っている。しかし、いじめ予防授業というのは弁護士でなければできないことではないかと思う。

磯谷：いじめの問題を、純粋な法律的なアプローチでいけないことだということを教えられるという点では、弁護士、弁護士会の力は大きい。そうした法律の専門家にやっていただくのが効果的である部分については、そこに注力していただくというのがよいのではないかな。

後藤：何でもかんでも弁護士が法教育をやるというよりは、弁護士会がきちんとしたカリキュラム、例えば、東京弁護士会認定法教育プログラムなどを作って、修了証を出して、誰でも法教育ができるというような

市民会議委員(6人)

*敬称略

*2016年2月12日現在

磯谷 隆也(損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員)
江川 紹子(ジャーナリスト)
岡田 ヒロミ(消費生活専門相談員)
後藤 弘子(千葉大学法科大学院教授)
津山 昭英(朝日新聞社顧問)
長友 貴樹(調布市長)

方向性に行くのが正しい在り方だと思う。弁護士が、学校に1回だけ出向いていじめの話をしていても効果は限られている。講師を養成するプログラムの開発とかその認定システムを作るとか、そちらの方向にシフトした方がよいのではないかな。

私は、皆さんと違っていじめ予防授業は本当に弁護士会がやるべきなのかについて、若干疑問を持っている。いじめというものをどのように捉えるのかということについて、弁護士が先験的にきちんとした知識を持っているかというところでもない気はする。いじめ対策のプログラムというのはいろいろなところで開発されていて、NPOなどでも行っている。弁護士会でやっている授業の売りはどこなのかということをもう少し明確にして、他との差異化を図る必要がある。

江川:確かに、弁護士が1回学校に行って問題が全部解決するものではない。ただ、いじめに限らず、労働でもほかのことでも、人権の問題と、ルールの問題という、この2つをちゃんと説明できること、どんな課題であっても、流れているのはこの2つなんだということが言えるというのが弁護士の強みかと思う。

いじめの問題では、私がメンバーとなっているNPOでも、主に弁護士さんが中心となって学校に行き授業をしている。ただ、それは弁護士じゃなきゃできないのかというと、そうでもないかもしれない。

例えば、自治体のトップの方が理解を示してくださることで、全校で授業をやって、これぐらいの費用が掛かるのが分かって、こういう効果があることが分かりましたという、そうしたモデルを1つ確立して、それを広げていくという、そういうやり方を考えてもよいのかなとも感じた。

後藤:少なくともいじめについて語るときには、人権について、これについては必ず語らなければならないというモデルを提示するだけでも違うと思う。例えば、学校の先生がどこかで困っていて、いじめについてち

ゃんと勉強したいというときに、とにかくこの本を読めばある程度分かるし、教えるというときも、例えば、ワークブックを使えばちゃんと教えられる。そこまで責任は持てないにしても、この本に書いてあることを教えなければ、それはいじめ予防の授業とはいえないというモデル本のようなものを提示して、それをインターネットでダウンロードできるようにするというような方向性も、弁護士会がやるべき重要なことではないだろうか。

弁護士が直接かわらずワークブックだけを提供するという方法だと、使う人に誤って意図が伝わると、場合によってはそれを聞いた生徒の自殺に結び付いてしまうのではないかという懸念があるということだが、特別な人しか使えないという汎用性のないものではなく、少なくともいじめというものについてこれだけは分かってほしいという、その基本の部分だけで、誰が使っても、どんなレベルの人が使っても傷つけないようなものは作れると思う。

長友:法務省が、法教育推進協議会を通して行ったアンケートでは、中学校では、半数の学校が専門家と接触して大変有益であったという答えがあったが、逆に言えば残りの半数の学校は専門家と接触していない。

確かに、1回の法教育授業で、公害環境問題で温暖化が一気に改善したりとか、いじめが解決するというものではないが、そういうことは学校側から見て、ほかのものも取り入れて問題の解決につなげていけばいいという話であり、弁護士会の法教育活動には、今後も期待したい。

3. 法教育サミット、他会との連携等について

江川:いじめ対策のみを行っているNPOではなくて、弁護士会が法教育をやっていることの強みというのは、自分の専門以外のことをやっている人とのつながりが

できるということではないか。いじめの問題でいうと、子どもにとってはいじめの問題だけれども、実は教師の労働問題であったり、学校によってはいじめの問題と多文化共生の問題が密接にかかわっていたりする。そういうときに、自分たちのところでは、例えば、教師のための労働に関する出前授業もできますとか、あるいは、憲法の問題とか、多文化共生についての授業もできますということが出来る。だから、いじめの問題で学校に行ったけれども、ほかの問題を発見したというときのために、法教育サミットでの横の連携を作る取り組みは重要だと思われる。

また、法教育サミットに、東弁だけではなくて、一弁、二弁にも参加してもらって、一緒に組織として連携、協力するとか、最低限このところは共通でやろうというような動きがあってもよいと思う。

4. 法教育の今後の課題について

後藤：東弁の多くの法教育活動はプロボノでやっているとのことだが、例えば、地方公共団体が運営している小中学校に、お金を受け取らないで出張授業に出かけるというスキーム自体が果たしてよいのか。区内の全校でやってほしいという要請もきているとのこと、そのような枠組みをそろそろ見直すべきではないか。

岡田：消費者教育に関しては、消費者庁から消費者啓発のための費用が出ている。それだけでは十分ではないので、東京都も費用を出していて、さらに、相談員の団体からも費用を出すということでやっている。消費者教育に関してはこのように予算化しているので、イベントなどで弁護士が来て講演された場合にも講演料が出ている。

いじめ対策というのは、一番大きな問題で国として何らかの予算化をしなければならないのではないかと考えている。消費者問題に関しても、少しずつ進んで

現在に至っている。法教育についても、行政に対する働き掛けが必要ではないか。

長友：地方公共団体の教育委員会の中には、事務局的な教育部という組織があって、市長部局とは一応独立はしているけれども、予算編成は一体になってやっている。法教育を事業化するのであれば、まずは学校から上げていただいてもいいし、教育委員会が独自で必要性を論じてもいいし、教育部を通して市全体の予算の中の枠組みで新規事業として上げてくれば、議会が反対するというようなものではなく、予算は十分取れると思う。

もっと簡単に言えば、地方公共団体には予備費という何にでも使えるものもあるので、予算で明確化されていなくても、年度途中でも法教育に費用を出せないということはない。

津山：法教育は学習指導要領の中に組み込まれているというが、東弁の法教育プログラムを見ても、どんな位置付けでこれがカリキュラムに入るのかがよく分からない。試行錯誤の段階だということだが、どういう形でカリキュラムに入れるかということが今後の法教育の方向を決めるのに非常に重要だと思う。日弁連の役割かもしれないが、文科省との協議の機会を持ってもよいのではないか。

長友：今年度から教育委員会の体制がある意味では大きく変わって、首長が関与することになった。何に関与するかというと、それまでの議論を整理した上で、自治体ごとの教育大綱を定め、首長がその責任を負うということになっている。

ほとんどの自治体においては、方針が180度変わるようなことを定めるということはないが、1回立ち止まって項目ごとに整理して、これからどうしていこうか検討するという作業が続く。だから、この1年ぐらいは、法教育について自治体と話をするには大変適当な時期であると思う。